

2024年度 外国人に対する中華民国のアマチュア無線運用臨時許可の申請に関する規定 注意事項

このアマチュア無線臨時運用許可は中華民国のアマチュア無線従事者およびアマチュア無線局の管理法に従って処理されるもので、申請を承認する権限は当協会(CTARL)ではなく、国の管轄当局が最終的な行政同意権を持っています。当協会(CTARL)は、台湾に来られる外国人による臨時運用許可の申請を喜んでお手伝いさせていただきます。

ただしこれには、申請者の国が我々と「相互主義(レシプロ)協定」を締結しているかどうかによって、申請が拒否される可能性を含んでいますので、申請者の皆様には、最優先事項として本国の関連機関に中華民国との相互協定締結を働きかけて頂けるようお願い致します。

なお、外国人および外国人の申請代理人となる CTARL 会員が、条件を遵守しないことによる無用な誤解やトラブルを避けるためにも、かならず以下の注意事項に従って申請を進めてください。

甲: 申請者の外国人に対しての要求事項

1. 申請者の国が我が国と「相互運用協定」を結んでいるかどうか。即ち、国際的地位の平等の原則に基づき、我が国のハムも同様の待遇を受け、旅行時や居住時に臨時コールサインを取得できるかどうか。(現状、日本、米国は我が国と「相互協定」を締結していません)
2. 申請者は我が国に対して悪意のある言動を行わず、当協会をサポートして下さる友好的な人物であること。
3. 初回の申請の際は、CTARL の分会(以下支部と言います)役員が当該地区の臨時運用の状況を把握出来るよう、原則として、申請代理人となる CTARL の会員が CTARL の支部を經由して協会本部事務局に申請を送付し手続きを行うこととします。個人情報の問題があるため、関係する申請者や窓口には書類の秘密を守る義務があります。以降の申請については、協会事務局に直接申請を提出することも出来ます。
4. 申請するすべての外国人の臨時許可の使用期間は、滞在期間に基づくものとします。
5. 台湾に長期滞在する外国人は、定期的に延長申請を行う必要がありますので賛助会員として本協会に入会し、連絡を受けられるように、住所、連絡先電話番号、電子メールを登録しなければなりません。これにより協会のさまざまな活動にも参加することができます。
6. 法律および規制に従い、臨時運用許可を受けた外国人は、有効な運用証明書を常に携帯し、アマチュア無線局の運用の記録を保管し、必要に応じて審査のために管轄当局に提出する必要があります。
7. 申請者が、運用許可期間中に悪質または違法な言動を行った場合、直ちに所轄官庁に通報し、臨時コールサインの使用の即時取り消し、ならびに以降永久的に申請を受け付けないものとします。

8. 許可のない無線局の設置は法律により固く禁止されており、電信法に違反すると将来の入国許可にも影響を及ぼす可能性があります。

乙: 申請代理人（本国の申請代理人が外国人の運用に対する連帯監督、管理、保証人の義務を負います。そのため、申請代理人は以下の条件に従う必要があります）

1. 申請代理人は必ず本国の国籍を有し、及び当協会の会員である必要があります、申請料は毎回 600 元です。（管轄当局による申請承認/拒否に関わらず徴収）

2. 申請には 20 日以上かかりますが、管轄当局の事務処理時間の影響を受けますので、入国前にできるだけ早く申請を提出してください。

3. 申請の際は、協会の申請用フォーム A およびフォーム B をそれぞれ記入し、パスポート、居留証、ビザの滞在期間、および外国人の本国のアマチュア無線免許証のコピー等を添付してください。

注意:管轄当局の指示に従い再出入国を行う必要がある場合、有効な書類としてパスポートの出入国スタンプの添付が必要となりますので、必ず有人レーンを通り必ずパスポートにスタンプを押して貰うようにしてください。

4. 外国人の臨時コールサイン承認期間は最長 6 か月となります。(外国人が運用する)本国のアマチュア無線局の所有者は、外国人が運用する際には必ず同席し、記録をしなければなりません。

5. 台湾に属するすべての地域においては、臨時運用許可を得た外国人が申請代理人が立ち会わない状態で個人の無線設備やアンテナを携帯し、操作を行うことは許可されていません。

上記の事項は、アマチュア無線管理関連法律、協会の規則および国際慣例に基づいてまとめたものです。申請代理人各位は参考にするようにお願いします。

規制法と申請方法は CTARL から提供されます

翻訳執筆者：鈴木 健太郎 BV1EL

校正協同者：李 振東 BV2NT